

<会議録：要旨>

【石垣市手話言語条例検討委員会】

第3回検討委員会

日 時：平成31年1月8日（火） 14～16時

場 所：石垣市役所 2F第2会議室

委 員：大田幸司、飯田実男、本村順子、与那国明弘、島尻寛雄（欠）  
（敬称略）川井裕美、砂川理野、後藤一弥、宮良亜子、伊盛加寿美、比屋根邦子  
高屋恵子、西玉得りみ

事務局：障がい福祉課/宮良課長、南風盛係長、坪（専従手話通訳者）、緒方主事補  
通 訳：福島、長山、本村(由)

---

事務局： みなさん、こんにちは。「(手話を交えて)皆様、新年明けましておめでとうございます。」旧年中はお世話になりました。本年もどうぞよろしくお願い致します。

今日は会議が始まる前に、みなさんに一つだけ手話を覚えてほしいと思います。「新年明けましておめでとうございます。」この表現をろう者の委員にお願いします。みなさまと一緒によろしくお願いします。

委 員： 表情も必要なのでこやかな表情で目を合わせてお願いします。

「新年明けましておめでとうございます。」「一月一日」という表現で「あけましておめでとう」になります。とても表情も大切に喜びを表してください。続けて、「良い」と「お願いします」で「よろしくお願いします。」です。

事務局： それでは改めまして、(手話を交えて)「新年明けましておめでとうございます。よろしくお願いします。」

本日も、公私共に大変お忙しい中ご出席いただき、有難うございます。今日は、1名、都合によりご欠席の旨のご連絡がありましたことをご報告させていただきます。

では、定刻となりましたので、これより「第3回石垣市手話言語条例検討委員会」を開催いたします。

前回に引き続き、手話言語条例についてご検討いただきますが、先に、前回の委員会でも提案のありました発言の方法についてご説明いたします。手話通訳もつきますが、どなたのご発言か、をわかりやすくするためにも、ご発言される場合は拳手のうえ先にお名前をおっしゃっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、本日お配りしてあります資料についてご説明いたします。

昨年末、皆様に配布しました言語条例の新たな修正案についてですが、その後、市の法制係（市の条例や規則等を担当している係）から助言を受け、事務局にて改めて、分かりやすい表現にしたり文字や言葉の訂正等を再検討したものを、本日用意させてもらいました。恐れ入りますが、本日はこちらの修正案にてご検討いただきたいと考えております。

それではこれから委員長よりご挨拶をいただいた後、委員長進行でご検討を進めていただきたいと思っております。それでは、委員長よろしく願いいたします。

委員長：（手話を交えて）「新年あけましておめでとうございます。今年もよろしく願いします。」

今日はお忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。今日が最後の検討委員会になります。みなさんと力を合わせて、知恵を出して、すばらしい条例を作っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いします。

お正月らしいお話をさせてください。先ほど、お財布の中を見ましたら金色のフィギュアがありました。観音堂または桃林寺に行って初詣のおみくじを引くと、出てくるのがこの七福神の小さなフィギュアです。今年は弁財天でした。去年は布袋様でした。

七福神は石垣市民と仲良しなんです。お正月は多くの方が七福神に会います。名前を言えますか。大黒様、毘沙門天、弁財天、福祿寿、寿老人、布袋様、そして恵比寿様。

この七福神の共通点は何でしょうか。共通点はありません。七福神は国籍が違います。性別が違う。そして年齢が違います。

大黒様はインド出身です。弁財天は琵琶を持って、変装する神様、唯一の女性でインド出身です。毘沙門天は、槍持って勝負や武道の神様、少し若いです。布袋さんはミルクムナリの元になっている。出身は中国です。福祿寿と寿老人はお年寄りです。中国出身です。年齢、出身地は違います。

唯一、日本出身が恵比寿さまです。十日えびす、朝六時に西宮神社の門が開いて、走って福男を決める、あの恵比寿様です。

この恵比寿様は三歳になっても歩けなかったそうです。船に乗せて流されたそうです。そして流れ着いた場所が甲子園球場の近くの浜です。

「神様が来た。」ということでその地域の人たちは大事に育てます。そしてだんだん話が広がっていきます。

国籍バラバラ、年齢バラバラ、性別バラバラです。そして、支援が必要なのが恵比寿さまです。現代ですと障がい福祉課で支援を受けているか

もしれません。

このような七つの神様が一つの船に乗ると、みんなニコニコです。これを「福」と言います。現代の言葉でいいますと「インクルーシブ」です。いろいろな違いを乗り越えて、みんなが一隻の船に集まって楽しく暮らす。七福神は“インクルーシブで幸せ”ということに最近、気がつきました。

今日はみなさんの力で、石垣市にとってインクルーシブの役に立つ手話言語条例を作って、福いっぱい石垣島になるようにお願いします。

それでは議事をすすめていきます。みなさんの机の上に修正案がありますか。では、これについての説明を事務局からお願いします。

事務局： 前回第2回検討委員会の時にいただいた意見をまとめて資料を作成し昨年末にみなさまに送付しました。

その後、市役所の法制係などからアドバイスをもらい修正したものが、本日配布している修正案です。修正箇所は赤字になっているので確認願います。よりわかりやすい言葉にしたことと、条例としておかしくない文章に訂正しました。本日もプロジェクターで投影しています。プロジェクターか資料で内容を確認願います。

では、修正案を前文から読んでいきます。

(第3回検討委員会配布資料① 説明) 以上が修正案です。

委員長： ありがとうございます。

第1回、第2回検討委員会で出た意見と法制係が法律の専門的な立場で見直し、事務局に修正いただきました。これに質問はありますか。

委員： 市が修正案を作ったように、私も案を作りました。大きく変えてはいませんが、少しお話ししたいと思います。

委員長： 委員から案を配布していますのでご覧ください。

委員のお話を聞く前に市の修正案への質問を受付けます。

委員： 前文に「手話で話す」とあるが表現が重複しているように思う。「手話を活用する」か「手話をする」の方が良いのではないのでしょうか。

委員長： 「手話で話す」が一般的でしょうか。

事務局： 「日本語で話す」と言うのに「手話で話す」と言わないのはおかしいという意見があったので、この表現にしました。

委員： 手話は視覚的言語と認識している。「手話」という言葉自体に「話す」という意味が含まれているのではないのでしょうか。

事務局： 「日本語で話す」と対等に表現したかったために「手話で話す」という表現にこだわりましたが、「手話」という言葉には話すという意味が含

むので「手話を使用する」という表現に戻した方が良いというご意見ですね。

委員： 県の条例でも「手話を使用する」になっているのでその方が良い。

委員長： 貴重な意見ありがとうございます。「手話を使用する」に変えてよろしいですか。

一 同： 同意。

委員長： では「手話を使用する」に変更します。他に質問はありますか。

委員： 「使う」というと意味がわからない。健聴者の使い方とは違うが「手で話す」の方がわかりやすいと思います。

委員長： 「手で話す」という方がわかりやすい、という意見です。

委員： どちらが正しい表現かはわかりませんが、みなさんの経験をふまえてみなさんの意見を聞かせてください。私の意見がおかしい時には、はっきり言って欲しいです。

委員： 手話は手だけで話すわけではなく、動作、表情や指差しも大切。なので「手話を使用する」の方が良いと思います。

委員： わかりました。説明ありがとうございます。

委員長： 手話は手で話す以上のことが含まれているということで、ただ今の意見の通り、「手話を使用する」にしたいと思います。

他にご質問はないようなので、次に、委員の資料に基づいて、意見を聞きたいと思います。

委員： 市民に伝わらない条例だと意味がない。ろう者にもわかりやすい文章を考えました。歴史などは後ろに載せました。

委員長： 案の内容をすりあわせる時間がないので、各自読んでください。読む時間をとります。そして、意見や質問があれば受け付けます。

(それぞれで読む)

委員： 提案ありがとうございます。提案の中の「説明」というのは条文に含まれますか。条文の一般的な形式ではないので、このようにした意図をおしえてください。

委員： わかりやすくするために後にもってきました。

委員長： 前文に含む方法が一般的だと思うが、わかりやすくするために後にしたということですね。

委員： 日本国憲法や県の条例を見ても、後に含む例はない。市の修正案が一般的だと思います。

委員長： そうですね。意義や歴史をふまえてから、第1条に続くのが一般的だと思います。委員、いかがですか。他の委員はいかがですか。

委員： 条例の基本スタイルがあります。わかりやすい表現は良いと思います

が、基本スタイルから逸脱するより、守った方が良いと思います。

委員：委員の案の中で「手話の定義」が書かれていて、手話に関わってこなかった人にはわかりやすい。条文に入れるかどうかはわからないが良いと思います。

委員長：先に、歴史等について前文に入れるか、後に入れるか結論を出したい。いかがですか。一般的なのは前です。前でよろしいですか。

一 同：同意。

委員長：よろしいですね。

定義についてはいかがですか。市の案にはないのですが。

委員：「定義」という言葉は使っていないが、前文に説明があります。

委員長：ご意見お願いします。手話の定義を前文の中に含むか、条文の一番先に入れるか。どちらがいいでしょうか。

委員：手話は日本語の補足でとらえられたりすることが多いが、文法の違う独立した言語だということを知ってもらうには、前文に書くのではなく、別の部分でしっかりと表記した方が知ってもらいやすいと思います。

委員長：条文に位置づけるといふ意見ですね。前文にもあるのですが、条文にもまた入れますか。

委員：明確に位置づけるといふことなら、条文に定義として位置づけた方が良い。しかし、前文にも条文にも表記すると重複する。重複すると効果が薄れる。前文には表記しない方法も考えた方が良いと思います。

委員長：他の方はいかがでしょうか。

委員：目的に定義を盛込んで良いと思います。

委員：手話の「定義」の意味を教えてください。

委員長：定義の解釈は100人いたら100通りある気がします。市では「手話をこのように定義する。」というものを持ってないのではないのでしょうか。

委員：定義は社会的に共通のもので、市が独自に決めて良いものなのか気になります。

委員：定義はだいたい同じだと思うが、地域によって解釈が違いますよね。

委員：定義という言葉は使わない方が良い。目的に表記すれば良いと思います。

委員：案の前文にあるので、目的に移す意図がわかりません。

委員：幸せの定義が人それぞれに違うようなものだ。定義化は難しい。

委員：この手話言語条例において「手話とは…」ということになると思う。

委員長：みなさんのご意見を聞くと、手話を明確に定義する段階ではないように思います。そこで再度、前文の4行目を見てください。誰でもそのように考えられる手話の最低限の説明が書かれています。読みます。

【手話は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、お互いの気持ちを理解するための言語として、手話を大切に育んできた。】

最低限のことは抑えられていますか。これ以上のことを考えている方もいるし、この3行で納得する方もいると思う。あえて定義とはせずに前文に表記する案が良いのではないのでしょうか。

条文も「定義」を盛り込むのではなく、「目的」から始まるという事務局の修正案に戻るといふことでよろしいですか。

一 同： 同意。

委員長： みなさんのご意見のおかげで、みなさんがそれぞれに手話の定義をイメージできたと思います。その他にもとても素晴らしい思いが、委員の案の中にあると思います。他にもご意見があればどうぞ。

こちらから確認させていただきたい。 条文「事業者の役割」のところ  
で、商工会からご意見があれば伺いたいです。

(条文「事業者の役割」読む)

委員： この内容で良いと思います。

委員長： 課題があればご指摘ください。大丈夫ですか。

委員： はい。

委員： 元のものとは修正されたものもありますが、現在のものでも大丈夫ですか。

委員： 現在のものの方が簡潔で良いと思います。

委員長： 第7条の部分で第2回の時も教育委員会からご意見ご指摘いただきました。(条文「教育機関の役割」読む) この条文で大丈夫ですか。

委員： 大丈夫です。

委員： 学校で手話を教えるようになると、広がります。総合的に小中学校でどのように教えていくようになるか教えてほしい。

そして、保育所にろう児がいますが保育士に教える方法など、今後の理想としているところを教えてください。

委員： 手話の日を毎月第3水曜日に決めますね。このように日が設定されていると、子どもたちに広めるための良いきっかけになるし、この日に決まれば取り組みやすいです。

委員： 市の保育所にろう児がいます。保育士も手話ができないということで、講座などがあれば希望者が参加している。全体的には取り組めていない。手話の日が決まれば取り組みやすい。就学前の子どもたちに教えるのは身近な短い単語から教えるのが良いと思います。

委員： 小さい子どもは楽しみながら学んだら良いと思う。保育所、小学校、中学校、総合の授業でも取り組んでほしいです。

委員長： 第10条を見てください。「毎月第3水曜日を手話推進の日と定める」と明確に示されています。施策の推進でご意見ある方はいますか。

委員： 進行が早いのですが、「教育機関の役割」に戻って、話したいです。学校等で、手話を教えるだけでなく、一日ろう者と一緒に学びながら過ごす方法も良いと思います。みなさんはどう思いますか。

委員： 補足になると思いますが、「聞こえる人が手話を教えるのがいけない」のではなく、「手話を覚えたらいい」ということでもなく、「手話を使っている耳の聞こえない人の生活の中でどこが不便なのか」「何が伝わらないのか」を考えることを含めて手話学習だと思う。そういう意味で「1日2時間、手話を教えました。歌を教えました。終わり。」ではもったいないと、言いたいのだと思います。

委員： 「教育機関の役割」の他に追加した方が良い項目はありますか。こちらの意見をふまえてお願いします。

委員： 先ほどの「事業者の役割」の中でも、環境の整備をするというのがあった。事業者がなかなか講座などに参加するのは難しい。予算があれば簡単な単語や表現を載せたチラシや冊子などを作って配布してほしい。そうしたら講座に参加できない人でも活用できると思う。手話が広がって、幸せあふれるまちになると思います。

委員長： 具体的な施策の話ですね。条文の「施策の推進」を見てください。  
(条文「施策の推進」読む)

事務局： 冊子の配布などは来年度、障がい福祉課で計画しています。日常会話が手話でできるような普及方法を検討しています。来年度からこの条例と一緒にスタートさせたいと考えています。

委員長： 説明ありがとうございます。

次に第7条、8条、9条に付け加えたいことがあればご意見をお願いします。

よろしければ第11条に進みたいと思います。大切な災害時のことをみなさんで考えていきたいです。(条文「災害時の対応」読む)何かご意見ありますか。ないですね。

では、第12条「旅行者、滞在者に対する対応」に関しては観光協会の委員からもご意見を聞きたいです。

(条文「旅行者、滞在者に対する対応」読む)

委員： 条文に対してはありません。

筆談などの問い合わせもありますので、今後利用しやすいサービスの提供を考えられたら良いのではと考えます。

委員： ホテルのフロントなどに手話講習会を実施したら良いと思うが、実施したことはありますか。

委員： 今まで実施したことはないと思います。条例が施行されたら業界全体で前向きに検討したいです。

委員： 市の出前講座などもご活用ください。事業者の職員向けに市の職員が講座を行います。

委員： そのような良い情報があれば事業者に周知したい。

委員長： 条例が制定されれば、周知するのに有効です。

市の案の最後に新たな項目が加わっています。

【(委任) この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。】

これについて、ご意見をお願いします。

委員： 何があるかわからないから良いと思います。

委員： 全国ろうあ連盟の記載で「市長は推進の実施状況を公表し…」とあります。この方が強い表現なので引用してはどうでしょう。

委員： 条例は大きい部分を決めるもの。14条は条文で定めていない細かい要綱や規則などを決めることができる、という条文です。

委員： 条例は変えられますか。

委員： 条例は必要が出た時に変えることができます。

事務局： 実施状況を公表してほしいという意見ですか。

委員： 条例施行前と後でどう変わったかに期待している。どのように変わったかを知りたいです。

委員： 今のご意見についてです。10条2項に定めている協議会で進捗状況や成果など話し合われると思います。

委員長： 市が別途、協議の場を設けるということですので、公表をいただきながら議論を続けていただきたいと思います。

前文～1条～14条で何かご意見ありますか。

委員： 確認したいことがあります。手話検定なども含めて普及させていきたい。石垣市では手話検定をやっておらず、沖縄本島では実施しています。今後、石垣での実施と小学校などで検定に向けての授業に取り組んでほしいです。

事務局： 全国手話研修センターの手話検定の事です。5～1級ある中で、石垣では5級、4級を実施しました。団体に申し込めば別日程での受験も可能。教育の現場で手話の普及の一環として取り入れてほしいということだと思います。

委員： 言語条例が制定されようとしている今現在、すぐには難しい。私の考えですが、ろう者との触れ合う機会は大切だと思う。学校現場の思いもあるので、一方的に押し付けはできない。手話について、学校で幅広く、継続するために、まずは一歩ずつ進むことが大切なので、第3水曜日を活用

したい。将来的にはもちろん検定など取り組めたら良いと思います。今の段階では取り組みの約束はできない。少し待ってください。どのように学校に浸透させていけるか。条例文の手話に触れる機会の確保は検討していきたいです。

委員長： 貴重な情報ありがとうございます。土壌作りが大切だと思います。

委員： 学校の総合学習でも普及できたら良いと思います。「難しい」というのは、手話に興味がないのかと疑問を感じました。「がんばります。」と言っただけいたら応援したいのですが、「待ってください。約束できない。」と言われると、断るということなのかどうなのか知りたいです。

委員： 第3水曜日は手話の日については子どもたちに広めて行きたい。しかし、今は沢山の要望に対しては約束できないと言う事です。学校で福祉体験しているところも多くある。条例が制定され、水曜日の時間を確保することによって、子ども達に広げていけると考えます。計画的に入れていきましょうという事です。

委員： 実際やるのか、やらないのか、曖昧に感じます。

委員： 教育委員会が学校にやってくださいと言うのは難しい。条例が制定し第三水曜日に手話普及をやってくださいということになれば、学校はとは言えません。来年やってみて、子どもたちが検定を受けたいということになれば、可能だと思います。一担当からやりますとは言えないと思います。断られたのではなく、将来的に1年後、2年後にはできると思っていますので、学校から講師を依頼された時にすぐに行ける体制作りをしていきましょう。

委員： 関連事項です。県の条例の中で「学校における取組み」という条項がある。教職員の手話技術の向上に必要な施策を学校は講ずるよう努めるとあります。検定も手話を学ぶ機会も増えていくと思うし、広義に解釈して県の条例にも合わせて、学校現場も動くと思います。

委員長： よろしいですか。

委員： わかりました。

委員長： 最初の一步を踏み出すということで、この条例を制定していきたい。2年後、3年後の具体的な施策でいくのを見守りたいと思います。よろしくをお願いします。

予定時間を過ぎたので、意見を打ち切りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 一点だけ良いですか。

医療関係の委員がないのでみなさんで考えていただきたい。

事務局： 医療機関の委員の選定ができなかったのは反省点です。この後のパブ

リックコメント期間中に直接意見をいただく予定です。

医療機関での現場ですが、手話通訳を付き添いとか家族と認識し、通訳として見てもらえない事があります。ろう者が安心して医療を受けられる環境づくりに努めていただきたいと思います。

委員長：何かご意見がありますか。

委員：医療機関の説明がろう者に伝わっていないということもありましたので、この条文をあえて入れました。市長への答申が終わってから、約一ヶ月間、医療機関には積極的にご意見をいただけるよう働きかけていきたいと思います。

委員：病院側で手話ができる人を職員として採用してほしいと思います。通訳のないときは事務作業をやり、ろう者が来院した際には手話通訳をやってもらう、そうすれば、ろう者の観光客が緊急で受診したときにもスムーズに受診できると思います。

委員長：本日は条例文の検討なので、そこまで具体的な事までは書けないと思います。

事務局：いろいろなご意見がありました。これからどのように進めていくかというところで貴重なご意見です。

条例は石垣市民に「手話は言語です」ということを理解してもらうものです。そして、どう手話を普及させるのか等については、別途協議の場を設けます。本日いただいたご意見は条例を制定して、次年度以降、手話推進事業の中で活かさせていただきたいです。現状に合わせて計画的に推進して行きたいです。

委員長：協議を終わりたいと思います。

まとめの作業は事務局と委員長、副委員長に一任していただいてよろしいですか。

一 同：同意。

委員長：では、進行を事務局に戻します。

事務局：委員長、委員の皆様ありがとうございました。

本日いただきましたご意見につきましては、一任いただきましたように、事務局にて整理し、委員長、副委員長に確認調整のうえ、市長答申へ、と進めて参ります。

では、今後のスケジュールにつきまして事務局より説明させていただきます。

事務局：（スケジュール説明）何かご質問はありますか。

委員：パブリックコメントの設置場所を教えてください。

事務局：市役所市政情報センター（総務課）、石垣市健康福祉センター、市立図書館、障がい福祉課、石垣市教育委員会、石垣市ホームページです。

これまでの皆様からの大切なお意見を盛り込み、市長に答申の予定であります。

これにて石垣市手話言語条例検討委員会を終了します。  
お疲れさまでした。ありがとうございました。